

國際契約における不法性について

岡本善八

- 一、はしがき
- 二、意思自治説に對する批判
- 三、債務强行法規適用に關する諸學説
- 四、意思自治説と判決調和
- 五、個別狀況説と附屬的私見
- 六、(一)個別狀況説における指定の機能
(二)個別狀況説と商事仲裁制度
- 七、むすび

一

國際契約に關する行爲能力及び形式的成立要件以外の問題、すなわちその實質的成立要件及び効果の準據法決定に當つては、この兩者を包括的に且つ當事者自治の原則によつて處理するという態度が、從來大多數の國家の立法判例の採り來つた所であつた。すなわち、準據法に關する當事者の明示の指定あるときはこれにより、明示

國際契約における不法性について

の意思なを盡せ默示又は推定意思によるべくする。この Dumoulin による指導せられた原則については、從來より既に大陸の學者により批判を受けるところが多かったのであるが、然しそくとも從來の狀態に屬する限りは、實際的じゆ用の理論的じゆやの攻撃に堪え得るのみであつたのみならず、個人的自由を法の究極目的とする近代的法理念の典型的な實現であつたといふ意味で大きな歴史的役割を果し得たとされるを得るのである。

然るにこの間第一次及び第二次大戰を媒介として、各國の貿易振興の必要、各個人の過度の不平等排除の爲に多くの多數の强行法規の制定が行なれ、從つて國際契約の締結も既往に比し著しく複雜性を増すに至つた爲、近年に至り國際私法における當事者自治の原則の妥當性を検討せんとする論議が、各國有力學者によつたものである。本稿も又そした傾向に示唆せられ、契約の不法性の準據法について、從來の如く當事者自らの原則による決定するに妥當ならぬか否かを立法論的じゆに検討せんとするのである。

- (一) 刑例としては、米＝連邦裁は意思自治主義。州裁のうち行爲地法主義は六州（内不確實1）、履行地法主義は十六州（内不確實5）、意思自治主義は十一州及びコロニルヤ區。英＝從來意思自治主義を採るとのと解する見解を支配的とするが、近年に於ては同説と狀況説と相半ば。佛＝意思自治主義。明示意思なく、その性質上準據法を決定し難き時は、行爲地法。獨＝意思自治主義。明示なき時は履行地法によるが多數。立法としては、一八九八年日本法例七條、一九一六年舊ナラム法前加篇第一條、一九一八年アルヤンチン法、アスター・ナランチ法典第六六條、一九二六年ボーランド法第七條、一九三八年民法前加篇第11条、一九四〇年ヨーロッパ法。P. Arminjon, *Précis de Droit international Privé Commercial*, 1948, p. 140; Lorenzen, *Selected Articles on the Conflicts of Laws*, 1947, p. 261 et seq; Batiffol, *Les Conflits de Lois en matière de Contrats*, 1938, p. 27 et seq.

(a) Dumoulin (1500-1566) の主張は次の如きである。すなわち、契約においては当事者の意思が最高である。意思が明示せられたる場合にば、それを探求すべしより、それには契約締結の際ににおける處の状況によつて探求すべしより、むろん地圖の状況の 1 つあるが唯 1 のものではなし、べから。彼以前に既にイタリーの Salicet (+1412), Rochus Curtius (+1495) による「憲典の觀念が存在した」などはなかつたが、債權契約の分野で明確に憲典を用意し、且つ推定憲典の探求の仕方や合理性實用性を示した點にその功績が認められる。 (Lainé, Introduction au droit international privé contenant une étude historique et critique de la théorie des Statuts, t. I, 1889, p. 232; Batiffol, ibid. p. 23)

II

憲典の原則といふことは、從來諸學者により各種の觀點より批判がなされたり、もとより其の如次の點に歸し得るようであら。

（一）意思自治の原則の論理的可能性的問題とめどり得る所の如き。かたじけなく、憲典の原則は当事者の準據法指定行為の有効性、たゞれば準據法指定行為が詐欺、強迫、錯誤等の瑕疵を持つた場合の効力はいかにして決定するべきであるか、ぬるが何いかの實質法規による決定やくれのいわゆる循環論となるとの批難が存し得る。然しながら、この「意思自治の原則に反對するれば古典的議論」と對しては、既に次の如く妥當な再批判がなされてゐる。かたじけなく、憲典による準據法指定行為の有効性の問題は純粹に抵觸法との問題であつて、決していかの國の實質法上の問題ではない。従つて意思自治の原則は決して循環論に陥るものではない、論理的に可能であるわけである。この意味において、この種の批判は意思自治の原則を支持する立場

充分であるとする得る。^{(a) (b)}

わのことは、强行法規潜脱の可能性といふ、さむば政策的問題である。意思自治の原則のめどりでは、公正に基き法廷地强行法が適用せらるる場合を除いては、当事者が明示的又は默示的に選擇した準據法の强行規定には服するが、他のべつの外國の强行規定の適用も受けたるものとせられてゐる。従つて例えば、フランスに於てフランスが英國人にスイス所在財産を賣却し、わの準據法としてドイツ法を指定する場合には、当事者はその自由意思によつてやの服従すぐを强行規定を選び、やの支配に服するなどを欲しなじフランス・イギリス又はスイス等の强行規定を避けうる可能性が認められることになるが、果してこれが妥當であるかとの疑問が呈示せられていふ。⁽⁴⁾ この第一の種類に屬する批判については、意思自治の原則それ自體の採用については明らかに一致してゐる各國判例に於て、この點については確定的な態度が與えられてゐる。たゞ實状からしては充分に検討に値する必要とあるのみならず、前述せる如き近年の國際取引の複雜性の増大とく實狀からしては充分に検討に値するのであり、最近の意思自治の原則に對する諸學者の批判も概ねこの點に論議の焦點が置かれてゐるのである。この点は、本ページの點について有力な議論を提供してゐる Cheshire, Batiffol, Wengler の理論及び我が國におけるこの問題に新たに示唆を與えられた江川教授の理論に一の手懸りをあつて問題點を探るんとする。

(一) かかる點論せ、^{アム} Brocher, Cours de droit international privé, t. II, 1883, p. 67 et Suiv. 次ニヤ v. Bar, Theorie und Praxis des internationalen Privatrechts, II Bd., 1889, SS. 4-5 並みに形成せられた後、より精密に

• Zitelmaen, Internationales Privatrecht, 1897-1912, 1 Bd, S. 275 ff. 繼前記レノンセ Melchior, Grundlagen des deutschen IPR, 1932, S. 500; Niboyet, La theorie de l'atonomie de la volonté, 1927. p. 52, 53.

(2) 實方「國際私法上に於ける種々な問題の原義」(法學 1 卷 1 期 110 頁迄)

(3) 三上「國際私法」昭 19 年、同「機械的國際私法」昭 19 年、1 用 1 頁以降。

(4) Batiffol, ibid, p. 12 et suiv.; Batiffol, Public Policy and the Autonomy of the Parties-Interrelations between imperative legislation and the doctrine of party autonomy, (lectures on the conflict of laws and international contracts, 1951) p. 69.

(5) Cheshire, International Contracts (1948); Private International Law (1952), p. 199.

(6) Batiffol, ibid. (1938); Public Policy and the Autonomy of the Parties (1951)

(7) Wengler, "Die Anknüpfung des zwingenden Schuldrechts im internationalen Privatrecht" (Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft, Bd. 54. Heft 4. SS. 168-212)

(8) 田中「國際私法上に觸れたてたる問題の原義」(田中博士論文集、昭 19 年、110 頁迄)

III

丁度年少時代 1 樓の辦公室で何かを机にしたてて書かれていた Cheshire の見解は、形而上と英國判例の解釋の問題から出張代をもつてゐる。必ずしも正確ではあるが、然しながら英國判例の態度を意味するの原義よりもむしろ Dicey の見解を蘇らせる所である。機械的の見解の原義を蘇らせる所である。

ある批判としてこの側面をめぐらすといえよう。彼の理論の特質の一は、おもて例へば Dicey によれば proper law による包括的に規律せられた法律關係のうち、債務の成立 (creation) の實質 (substance) の問題を區分し、後者すなわち契約の効果、換言すれば兩当事者の相互的權利義務、契約違反の効果等については、その契約と何いかの現實的關係がある限り當事者の指定を認め、意思自治の原則に對し若干の讓歩を示してゐることに對し、前者に對しては、狀況說又は多元的客觀說ともいふべく理論を主張してゐることである。

彼が意思自治主義に賛し得ない理由としては、おおむね次の二點に求めることがやむを得ない。その一は、例えば英國の商人がパリのフランスの小賣商に毛織物を賣り付け、その債務準據法としてシャバ法を指定するが如き場合をも容認するような極端な理論の上には、コモン・ローは健全な發展を遂げ得ないとさう點である。その二は意思自治の原則に於ては、準據法指定における合意そのものの有効性を決定すべし法を發見することは不可能なことである。これに對する通常の解答は、この問題は英々國際私法自體により決定せらるゝことであるが、かかる理論は容認することはできない。何故ならば、國際私法の機能は、特定の契約の有効・無効を決定するにあるのではなく、單にその有効性を決定すべき準據法を指定するに止まるからである、と主張してくる。従つてその歸結として、何らかの客觀的連結素を求める事にならざるを得ないのであるが、然しこの點については、「連結點のうちの一の、例えば履行地丈をとり出し、これを決定的とする」とは不合理な結果を生ずる。取引の便宜のためには嚴格主義は絶対に避くべきである」として一元的客觀說をしりぞけ、「契約はサヴィニーの主張する如く、連結素を決定することは困難であるが、然したところ契約が數國に關係をもつてしめ、他國より一國

により密接な關係をもつことはあり得るのであり、それが契約の所屬すべき國である。契約の多數の國家との結合は複雑多様である。……然し大多數の事件に於ては、その結合が最も重要であり持続的と考えられる一の國を示すことは可能となる。その當事者、締結の事情、内容、目的等の分析により、その現實的な重點、重要性の中心が何れにあるかを明らかならしめる。合理的な人間は本能的に、例えば、それがフランスの契約か、イギリスの契約かを示すことができよう」として、その契約が最も密接なる關係を有する國法を準據法とすべきことを主張するのである。⁽¹⁾

更にこの問題との關連に於て契約の不法性については次の如く主張する。すなわち、債務成立の有効性については、契約が最も密接なる關係を有する國の法のみが適用されるのであるが、たゞ特に不法性の問題について、それが成立に影響をもつにもかかわらず契約準據法のみによつて決定すべきではないとし、これについて、次の六つの法を順次検討している。(i) 契約、準據法によつて不法な契約は、英國に於て執行することを得ない。

(ii) 英國の顯著な公序を侵害する契約については、英國に於て訴を提起し得ない。(iii) 契約が、その成立を禁止する英國制定法の範圍に屬するときは、英國に於て執行し得ない。(iv) 行爲地法による不法な契約も、準據法により有効なるときは英國に於て執行し得る。(v) 契約準據法によれば有効であるが、契約履行地の法により不法な契約が英國に於て執行され得ないとする理論については疑問がある。(vi) その契約が他の點に於てその國に關係をもつのでなければ、契約當事者が國籍又は住所により從・屬・する・國・の・法によりその履行が不法であるという理由では執行を斥くべきではない。⁽²⁾

(1) Batiffol より Cheshire の理論にかなりの關心を示してゐる、従つてその論説は後者に類似するが、Cheshire が主として意思自治の原則の論理的可能性とから古典的議論にその根據を置くのに對し、Batiffol は强行法規潜脱の可能性の排除となる觀點から論じてゐる。且の意思自治の原則についての存在意義についてはかなり好意的な見解を示してゐる點にその特質があると言ふ。

Batiffol の理論は結論的には次の通りである。すなわち、「一般的に述べるならば、裁判官はその法を適用する可能性ある數國と契約との關係を検討せねばならない。契約中にある當事者の準據法指定についての約定は、當事者がそれを最も現實的に關係あるものと考えるゆゑにして裁判官に示唆を與えるにすぎない。原則にはこの指定通り準據法は決定せられる。然しそしかかる指定が取引の明白なる構造と矛盾する場合には、それによると(2)を理由はなし。且の當事者より指定せられた法が契約の事實と何ら關係をもたない場合も同様である」とある。

その理由として擧げる點は次の點である。すなわち、「もし立法者又は裁判官が立法又は判例によりて一定の規則を採用することが妥當と考える場合に於ては、我々は少くともそれが設定せられた國に於てはその規則は望ましくあると考へざるを得ない。然るに多くの人々は法は必要ではあるが、一種の好ましかるべきの (an evil) として出来る丈潛脱せんとするのである。この意味に於て法と自由とは對立するゆゑである」。而して「適用せられる可能性あるすべての法規が問題となる點について強行規定を有する時に、契約と現實的關係なき法が指定せられる場合には、その選擇が强行規定潜脱のあらわれであると結論せざるを得ないのである」。(3)「世界に存在してゐる諸國の法はそれべつその行われるべき經濟的・道徳的範圍をもつから、その内容は異なる。然し

契約が外國と何らかの關係をもつ場合には、外國人との關係が必要であり而もかかる關係は外國法の外國における有効性を前提とせざるを得ないものであるから、その契約が外國法によつて履行せらるべきことを許すものである。然しながら、契約がその事件と何ら現實的關係をもたない國法に委ねられる場合には、それを執行すべき理由があるであらうか。…もし國際關係が外國法の尊重を前提とするものであるならば、それは唯その外國法がその契約を規律するに値する場合のみである」とするのである。⁽⁵⁾

〔三〕 Wengler の理論は、裁判の調和の思想を究極目的とするものであるが、具體的には債務準據法の決定の問題と契約内容に關する强行規定適用に關する問題とを絶縁して考察していく點にその特質を有する。

債務準據法については、後述の如く强行規定についてはその固有の原則によつて債務準據法の如何を問わず適用せられるとする理論との關連に於て、無制限的の意思自治に委ねており、また當事者が債務準據法として合意した法秩序中の特定の强行法規を明示的に排斥することも可能であるとする。のみならず、銀行、カルテル等の大規模の國際取引においては補充規定がいつれかの國法からとらるべきでなく、當事者意思の探究がもとめらるべきことがあり得るとするのである。

次に强行法の適用については次の如き提案がなされてくる。

(i) 債務準據法に屬する强行規定は、その規定自身が適用を欲し、かつ、その規定を定めた國と法律行為との間に第三國からみて充分なる密接なる關係あるため、その强行規定を排除し得ない時は、その强行規定が適用せられるが、それ以外の場合には、その强行規定を明示的に排除することも可能であり、時にはそれに代えて他の無

關係なる國の强行規定を契約内容として指定することも可能であるとする。

(ii) 法廷地强行規定の適用可能性は、その規定の合目的的な場所的適用範囲の探究に依存するのであり、かくて探究された適用意思の範囲内においては、法廷地法が準據債務法として適用されると否とにかかわらず、當該法律關係に對して法廷地强行規定が適用せられる。

(iii) 外國强行法については、(1)規定自身が適用を欲すること、(2)債務關係に對してその規定が眞に密接なる關係をもつこと、(3)法廷地の公序、すなわち原理的な正義の觀念や法廷地の個々の目的に背反しないか、または内國關係が存在するがために排斥せられなく、とくに三つの條件が具備する限りに於ては適用せられる。

而して法律行爲によつて定められた債務關係の内容が、以上の三種の强行法規に違反する場合の効果については、それべの强行法規の規定を累積的に適用し、そのより強い制裁を以て決定的な効果とするのである。

四 江川教授は、當事者自治の原則の妥當性に對し次の如き理由に基いて疑問を掲げられる。すなわち、「國際私法上、當事者自治の原則を認める限り、當事者の自由なる準據法の指定により、いわゆる留保條款の適用によつて法廷地の强行規定の適用される場合は、當事が適用を欲しないいかなる强行規定の適用をも自由に排斥しうる結果となる」。「もつとも、意思自治の原則のもとににおいても、……當事者の意思によつて決定された準據法の强行規定に反することはできない……しかし意思自治の原則のもとでは、契約の準據法は當事者の自由に選擇しうるところであり、從つて、當事者はその自由なる意思によつてその服従すべき强行規定を選び、その支配に服することを欲しない强行規定を避けうる可能性が認められることになる。これはそもそも、强行法そ

のめの出質を棄却したるのじせたるか^(一)」とかいふ。又の準據法として次の如き見解を採用する。
 かたゆく、「物權關係と訴訟の所在地法、身分關係と訴訟の本國法、又は住所地法のみならず、契約關係
 及び賃貸の契約に據りて訴えねばせ困難である。」など、なぜか「の態様の契約關係」といはんと云
 うの選擇法を考へるにあつて、契約關係の各態様の差異に應じて個別的の考慮を拂ひなれば、やれどもどひ
 う必然的の擧げにかねてた法秩序を破壊する所不同端ではたゞのじせながらいか。各契約關係に依
 るの出質などの訴訟の固有の法秩序とするのが希へるのじせながらいか。又の内容が主として人の意思
 によるものと謂ふべき契約關係は十差萬別である。訴訟を同一の取扱ひ、又の準據法を求めるべし^(二)。妥當
 な結果のための出質の出質然であつて、^(三) かかる處のじせなる。

- (一) Cheshire, International Contract (1948); International Private Law (1952), p. 202.
- (a) Cheshire, I. C.; I. P. L. p. 222.
- (b) Batiffol, Public Policy and the Autonomy of the Parties, (Lectures, p. 78)
- (c) Batiffol, ibid., p. 71.
- (d) Batiffol, ibid., p. 73.
- (e) Batiffol, ibid., p. 72.
- (f) Wengler, "Die Anknüpfung des zwingenden Schuldrechts im internationalem Privatrecht" (Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft. Bd. 54. Heft. 4) に於て之によせ、豈「國際私法における強行的債務
 類の辨認題」(法學新解第十六卷 11 緒) と謂ふべき事無く思ふ。

- (8) 江川・前掲論文、四五〇頁。
(9) 江川・前掲論文、四五一頁。
(10) 江川・前掲論文、四五四頁。

III

以上の如き諸學者の當事者自治主義の妥當性についての見解は、Cheshire の場合については必ずしも明確には強調されていないにして、一般的には强行法潜脱の可能性の排除に於ける目的を置いてくる事がうかがわれる。従つてこの問題を検討するにつれては、より强行法潜脱の可能性の排除とは一般的に何を意味するかが問題となる。通常法律潜脱行為 (Fraud à la loi) とは、特定の强行法規の存在により一定の目的の實現が不可能となる場合に、異常な仕方に於て一連の事實を設定し、よりて當該强行法規の適用を免がれその意圖する經濟的又は社會的結果を實現することをいうのである⁽¹⁾⁽²⁾、例えば(1)一國に於て營業を行わんとする會社が、設立條件・稅法等のより寛大な國に於て設立せられる場合、(2)本國法によれば禁止し得ない近親者がより寛大なる他國に於て婚姻を行う場合、(3)本國法によれば離婚を禁止せられる當事者が、他國に住所を移轉し爾後新國籍を取得する場合、(4)遺留分に關する規定を潜脱するためイングランドに選定住所を設定せんとする場合、(5)契約準據法が行為地法である場合にその强行規定を免れるため、より寛大なる土地に旅行し、そこで契約を締結する、等々が考えらるよう。このような行為がなされた場合に當事者の意圖に従つた効果を發生せしむべきかは、周知の如く特

にフランスに於て論議せられる所であつて、そこでは *fraus omnia corruptit* なる法諺に基き、異常なる連結點を設定することにより特に内國强行規定を詐欺的に潜脱せんとする行爲はフランスにおいては無効であり、潜脱せんとした規定は潜脱行爲がなかりし如く適用せられるとする理論が行われてゐる。然しながら、この點については必ずしも潜脱の意思と云う主觀的要素を理由として一般的に當事者の意圖を斥けることが果して妥當か否かは疑わしい。例えば例(3)の場合の如きは、當事者が諸般の公務を自ら負擔する意圖をもち、且つ當該國家の国籍法の要件に従つて新國籍を取得する以上は當当事者の要求は承認せられ得るものとせねばならぬしました例(5)の場合に於ても一國の法制上から偶然的要素をもつ連結素が採用せられてゐる以上當当事者の意圖は容認せられると解するのが現行法解釋及び運用としては妥當であろう。然しながら、所謂法律潜脱論は必ずしも感情論として斥けるべきではなく、その内部において次の如き注目すべき立法的要求を持つてゐることを無視すべきでない。すなわち、およそ立法者は、當事者をして一定の事實發生につき時間的場所的選擇を許すことにより强行法規の適用につき自由なる選擇を生ぜしめる可能性ある立法をなすべきこと、換言すれば、既存法における準據法についての立法論的批判が含まれてゐることに留意すべきである。

次に意思自治の原則においては强行法潜脱の問題は、いかなる仕方で取り上げられたのであらうか。從來契約準據法決定につき意思自治主義が採用される場合にも、右の如き法律潜脱行爲の問題が全く無視されたわけではない。すなわち、大陸においては、意思自治の原則が採用せられる場合に於ても、當当事者の指定し得る範囲はその事實と實質的關連をもつ實質法に限定せられるのであり、何ら實質的關連をもたない實質法が指定された場合

にせ當事者の衝突規則的指定のなかのためのみならず、かかる所謂量的制約が加えられたるに於ける解説・判例に於けるかがねども、その理由が「衝突規則が法の場所的抵觸の解決を心の田的であるのである」とせば、少くとも解釋論としてせば、殆んど等のなる所であるから、法律の地的衝突が觀念し得ない場合には、衝突規則の適用はあり得ない」として、⁽³⁾ させば、治愈原則自體の屬性に求めるべる場合もある。然しながら各國の判例の態度はむしろこの量的制約論が法律潜脱行為を防止し得るとする點は理由を求めてゐるようであり、學說に於いてもこの點に根據をなすものたゞではない。然しながら强行法規潜脱理論は、⁽⁴⁾ やの法律關係として通常强行法による規律やいふ如事項について、より望ましく特定の準據法の適用を主張してゐるのである、かかる立法的要求は驅かれる壁なりとお察し難いが、必ずあるべき前説した通りである。然るに量的制限論の根據を强行法潜脱の可能性の減少に求める理論は、一回に於いて當事者による準據法指定を許容し、從つて契約が本來主として當事者の意思により成立するのであるから基本的觀念を容認していり、他回に於いて適用すべき特定準據法の存在を前提とする強行法潜脱の排斥を顧慮するのである、必然の調和を理論上はとづ難くものである。

- (1) 法律潜脱行為について、齋藤「支國法律詐欺行為論」(法學論叢110巻田號、K0—K11、大田貢)。
- (2) Lerebours-Piseonnière, *Précis de droit international privé*, 1948, p. 386; R. Savatier, *Cours de droit international privé*, 1953, p. 241; Arminjon. *Précis de Droit international privé commercial*, 1948, p. 102.
- 川上「佛蘭西國際私法」大田貢。

- (3) 實方・前掲論文、中〇頁。

- (4) マーラス^{マーリス} Andrews v. Pond, 1839, 13 Pet. 65. 10 L. Ed. 65. たゞ連邦裁判所及み Crawford v. Seattle,

Renton and Southern Railway Co, (1915) 86 Wash. 628, 150 p. 1151. 美國の「Vita Food Products, inc.

v. Unus Snipping Company, Ltd. P. C. 1939. [1939] A. C. 277. ピオドリの規定が善意 (bona fide) の場合

有效である。マサチューセット R. G. 21 Sept. 1899, E. 44. 300. ベターブルの Corte di Cassazione. 26

Juli 1929, Corte Cass. 1929. 1291. ハンガリの Civ. 19 fév. 1930 et 27 janv. 1931.

四

然るに意思自治の原則の下で、他面判決調和の觀點からの支持を受ける見解のある事に若干の留意を拂わねばならない。かかる見解は、何れも判決調和の爲に債務準據法として意思自治の原則を當然の前提として認める點に於て一致するが、債務强行法規の適用については、準據法以外の關係ある强行法規の累積的適用によりさせ無効の可能性の増大化により判決の統一を計るのみ、逆に判決不調和の原因となるべき法廷地强行法規の適用を制限し、その有効の可能性の増大化により判決の統一を計るのがある。

Wengler の開論^(一)は、既に指摘した如く「裁判調和」の理念との基礎を置くもの^(二)。しかるに、各國の判例は債務準據法についての意思自治の原則を採用する點に於ては異常とみなす得る程の一致を示してゐる点とは周知の點である。従つて此により意思自治の原則が當然の原則として承認せられたのは容易に首肯し得る點である。たゞ各國判例相互の不調和は、内外强行法規の適用の規準にその原因をもつてゐるのであるから、その點に於ての妥當な調整を行へんとする裁判の調和を計らうとしたのである。となれば、各國判例の態度は、内國法の適用について、それが母國法が準據法であるから、條件にかかるしめられてゐるのは、もぬ

てまれであるのに對し、外國强行法の適用については、當該外國法が同時に債務準據法である場合に限られてゐるのであり、その調和のためには(1)内外强行法規はそれが債務準據法に屬する場合にのみ適用するという原則を採用するか、(2)内外强行法規を各別に債務準據法であるとともにかかわらず適用する、という原則を採用するという二つの方法の一を選択する外はないとせられる。この點については、Wengler により、裁判調和の理念と相並んで重視すべき强行法規の客觀的規準による適用の必要性を顧慮せられる場合には、債務準據法として意思自治の原則を探る限は第一の方法によらざるを得なかつたのではなかろうか。この理論は裁判調和の觀點からするならば、明らかに注目すべき理論ではあるが、次の點において検討せらるべき問題を残してゐると考えられる。すなわち、同一國の法制は本來自足的であり一體であるという觀點からするならば、債務準據法と適用强行規定とを全く別個に二元的に取扱う點に考慮せらるべき問題が殘ること、(1)更に、氏によれば强行規定が累積適用せられる場合には、その最も有効より遠ざかるものを適用するという如く、强行規定のもつ消極的作用にのみ著目せられてゐるが、然し强行規定は若干の内容の契約を抑壓する作用をもつのみならず、これに代えて特定内容の契約又は債務を或は當事者の意思として擬制し、或は當事者の意思にかかわらず强行せんとする積極的作用をもつものがある。例えば勞災補償における補償額又は、爲替管理法における公定爲替相場の如きである。もしかゝる積極的作用における强行法の衝突を顧慮する必要があるならば、累積的適用だけでは充分妥當な結果が得られないのではないか。すなわち、そこに適用せられてゐるのは、各國强行法を最大公約數において抽象化したものであり、各國强行法のもつ政策目的の組織的體系的實現という要求は、判決調和のために全く犠牲にさ

れでしるところよう。且最後に、從來各國の判例は意思自治の原則の採用についての見解の一一致を示してしるゝしてゐるが、將來意思自治の原則に對して少くともその適用すべき範圍を制限するとする傾向が存在してしるんとは否定できないのである、その意味に於て、この原則を裁判調和といふ觀念から、直ちに承認するんとは必ずしむ無條件に賛成し得ないところよう。

判決調和の觀點から意思自治主義の原則を支持する第11の理論としては、Rabel のものが考へられる。これは、準據法決定について、意思自治の原則によるべきであり、たゞ裁判所は、法廷地の民事強行規定については、基本的な公序違反、例えば奴隸、賣淫、弱少者に對する不當な債務負擔等の場合を除いてはその適用を顧慮せず、且つ法廷地法たる公法的强行規定例えば労働法・酒類の賣買禁止法・行政法・財政法の規定については、それらが契約準據法である場合にのみ適用せらるゝものであるとする。この理論は判決調和の觀念からばかり妥當な見解とみらるを得るが、しかしながら、從來の意思自治主義の無條件的是認を前提とするものであり、後述の如く適用せらるゝが强行法規が全く當事者の自由による選擇せらるゝは近年の實狀に合致しならぬところおねがはないだ。

(一) んの裁判調和の理念について W. Wengler, *Les principes généraux du droit international privé et leurs conflits*, Rev. Crit. de D. I. P. T. XLI 1952, p. 595 et suiv.

(二) 立法例としては一九四一年グラジル國際私法第九條、一九四八年チニコベロベキヤ國際私法第九條等。判例としては米連邦裁判 Alaska Packers Association v. Industrial Accident Commission of California (1935, 294 U.

S. 532) 事件に於ては、雇傭契約に於て當事者により生たる事業地たるアラスカ法が指定されたるに由からず、
契約締結地及び賃銀支拂地がカリーナルリヤやねるに由る他を考慮してカリーナルリヤ勞災補償法の適用がなれど、
Q. ハンバニ於ては、一般に無制限的當事者自治が認められたるに由る。 Quebec Steamship Co. c. Seugès de la
Quintinie et Cie (cass. civ. Dec. 5, 1910) 事件に於て、リードマーケに於て作成せられた傭船契約書に於てリード
マーク法が準據法として規定されたる場合に、船舶がハーンバニであることを理由として免責條項にハーンバニ法が適用
される。更に近母によると Cie française de l'Afrique Occidentale c. Sté du Haut Ogooué (Cour d'appel
d'Aix, 13 juillet 1948) 事件に於てある傾向がいかがわぬ。レオナペー所在 Q. C. F. A. O. 會社がマダガスカル所在
Q. S. H. O. 會社も佛領西アフリカ所在財産を買入代價として一九四六年一月に佛領アフリカ Q. Port-Gentil 所在の
Banque de l'Afrique Occidentale Q. S. H. O. 會社の勘定に繋げて用田〇萬ハーブを拂込むゝを契約を一九四五午十
一年に文書により締結したるが、其の後一九四五午十一月中六日と本國ハーブに繋げて一・七の比率をもつ植民地ハ
ーブに關する方法が成立した爲、賣主が一九四六年一月に用田〇萬本國ハーブを拂込んだに對し、買主は同類の植民地ハ
ーブと相當なる九三五萬本國ハーブを拂込むべく申し出を主張した事件である。この場合裁判所は、當事者の意思を
推定し西アフリカ所在の不動産の對價として西アフリカの銀行に拂込まれるものであつて、此の賣主は西アフリカに再投資
する意圖をもつてゐるが、此の契約は西アフリカに作用するものであつて、得るに由り、買主は植民地ハーブ
ド用田〇萬ハーブを拂込むべくする判決を下したものである。これは當事が法的衝突を全く豫想しなかつ時である
點や當事者の意図が大へぬから、裁判官はその契約の狀況に基いて特定の强行法規を適用すべき一例と考えられてゐる
Q. M. Maury, d. i. p. 1951 p. 121: Rev. crit. de d. i. p. 1949, p. 332. 英國よりシテ、Boissevain V, Weil,
[1949] K. K. B. 482, 490-1. 索稿「英國國際私法における當事者自治の原則」(同志社法學一九號) 参照。

五

國際私法における衝突規則的當事者指定が認められ得る根據は、債權關係に於ては他の法律關係における如き明瞭に優越せる連結素を得ることができないという點に加えて、各國實質法において債權法に屬する大部分の規定が任意規定であること、すなわち實質法的意見自治が重要な機能を果してゐることに求められてゐる。然しながら、前者については、江川教授も指摘せられる如く、契約的關係を劃一的に考慮せず契約關係の各態様の差異に應じて個別的の考慮を拂うならば、それぞれについて必然的の結びつきをもつた法秩序を發見することは不可能ではないといふ得るのであり、更に後者については、各國實質法における意思自治主義の機能は著しく變貌をとげてゐる點に留意せられねばならない。すなわち、保險・銀行・運送・倉庫等の大企業を相手方とする取引において所謂「普通約款」が適用せることは夙に認められる現象であるが、それらに對し更に國家的認可の必要性又は强行法により制約等が如えられており、特に近年においては、労働・社會福祉・重要物資管理等における國內立法は次第に増大する現象を示しており、特に國際取引・爲替管理等の貿易立法の増大は、國際性の故に一層契約の自由性を制約していることさうかがわれるのである。すなわち、契約自由の原則はその内容、相手方形式、締結自體の自由等諸般の點において制約を蒙つてゐるものといえる。かくの如く、一國において契約に對し適用され得る可能性ある法規の總體から意思自治の機能を考慮する時は、この實質法上の原則が、連結素の客觀的決定といふ國際私法上的一般原則に對し著しい例外をなす、衝突規則的意見自治を要求する丈の機能をいぜ

んとして保有していくか否かについては疑問を抱かざるを得ない。すなわち、現在の如く各國に於ける債務强行法規の制定が普遍的恒常的現象として認められる限りに於ては、およそ國際的契約が締結せられる限り、その締結により國內公益に重要な影響、すなわち、その國家が法廷地となる場合には、當然公序違反としてその有効性を否定する程度の重要性をもつ影響を蒙る特定國家の存在を考慮せざるを得ないのである。従つて不動産物權について所在地國の公益を考慮して所在地法を適用することが望ましいと同様の意味に於て、契約についてもそれが客觀的にいかなる國家の公益により密接なる關係をもつかいはゞ行政權の分配ともいふべき觀點からその準據法を決定することが望ましいといえよう。たゞ前述の如く、契約關係については、その複雜性の故に他の法律關係の場合に比しその準據法の決定に若干の困難を伴うことは否定し得ないのである。

たゞこの點については、このような一連の債權强行法規は屬地法的性格をもつのであり、外國裁判所に於てはその適用を考慮すべきでないといふ理論も成り立ち得る。從來の大陸の判例の中にはかかる傾向を示しているものも存在している。⁽³⁾然しながら、その債務强行法規が著しく特殊的異常である場合はともかく、勞働法規、爲替管理法規に端的に見出し得る如くこれらが國際的現象となる場合に於ては、むしろ、具體的法律關係に密接なる關係を有する債務强行法規の管轄を認めることが、國際間における經濟的協力の必要性の見地から妥當であるといえる。

以上のような見解からするならば、この問題の解決については、次の如き理論によることが妥當であると考えられる。

(イ) 基本的準據法——契約の實質的成立要件（すなわち當事者の合意及び約因の存否）、契約の不法性（すなわち、契約の强行法規による禁止的作用）、契約の効果（すなわち、强行法規の積極的作用をも含めた當事者の権利義務）については、當該契約の總體的具體的事情に基き最も密接なる關係ある法を準據法とすることが妥當である。この場合、何れの國の法を以て準據法となすことが妥當であるかを決定するかについては、單に行爲地、支拂地、當事者の本國及び住所、目的物の所在地等を形式的に考慮するのではなく、それが實質的に經濟的に何れの國家に密接なる關係をもつかを考慮すべきことに留意すべきである。

(ロ) 副準據法——右にのべる如く、國際契約關係は、より密接度の高い國の法により基本的に規律せられるにしてもその不法性の問題については、これを當該基本準據法の規律のみに委ねることが妥當でない場合が生ずる。例えば、保險契約については、保險業者の業務上の本據の所在地法を以てその準據法となす場合に⁽⁴⁾、その保險料支拂が保險契約者の居住地の爲替管理法に違反する場合の如きである。既にふれた點からも推し得る如く、現在の如き國際經濟機構における國際契約の締結は、單に私人たる當事者の債權債務の發生を結果する丈でなく、同時にそれに密接なる關係を有する國家の爲替資金の相互的増減という二重の構造をもつてゐるのであり、しかもこの二國の契約に關して有する利害は他の國に比し特に大なるものがあることが認められる。この意味に於て契約の不法性に關する限りは、單に基本的準據法所屬國の强行法規のみならず、いはゞ契約の相手國の强行法規をも累積的・消極的に適用し、その兩者のうち有効より遠ざかる効力を以て契約の効力とすることが理論上妥當であり判決調和といふ基本的理念にもより接近し、ひいては、債務取立の可能性の増大といふ實務上の要求にも應え得

るのではないかと考えられる。

〔〕法廷地强行法—法廷地强行法は、その法律關係に關連ある强行規定の存在それ自體を以て適用すべきものではなく、(i)法律關係と强行法との間に密接なる關連あること、(ii)强行規定自體がその適用を要求していること、(iii)その適用の結果法廷地の公益が著しく害せられる場合にのみ適用せらるべきものである。従つて法廷地强行法は、それが同時に契約準據法である場合を除いては、單に消極的作用を營むにすぎない。また當該强行法規が自ら適用を要求しているか否かに具體的に各法規の内容を検討する必要があるが、いく概括的には次のものが一應の標準となり得る。すなわち(i)瑕疵擔保責任の如く、當事者の衡平維持の見地に立つ法廷地强行規定は適用せられない。たゞ責任制限に關する規定が、船主責任に關する如く經濟的弱者保護を目的とし法廷地經濟に重大なる影響あるときは、上述の民事强行規定と異なり法廷地法の適用をみることがある。(ii)労働立法借地借家立法・農地法の如く、それ自體國內的適用を要求するものにては、別段の事情のなく限り準據法により法廷地法は顧慮せらるべきではない。(iii)食糧管理法・麻薬取締法・爲替管理法・關稅法・獨占禁止法の如くその性質が經濟統制法又は重要な公序維持を目的とする法律であり、且つその違反に罰則を伴う場合は、法廷地のかかる法規に反する内容を有する契約は不法となる。

(1) 江川・前掲論文、四五四頁。

(2) 大平・「經濟的國際協力」(國際法講座第一卷、101頁以下)

(3) 例えは、ドイツ貨幣管理法に關するスイス連邦裁判所の Schweizerisches Bundesgericht, Amtliche Sammlung

der Entscheidungen, 60 II. 294; 61 II. 142; 68, II. 42. ハリスベリカ Paris App. C., J. Clunet, 1933, 963.

レーベルト R. G. 104, 50, 12. 2. 22. ハリスベリカ リヒテンシュタイン R. G. 108 241 (3. 10. 23) Cl.

1924, 1077; KG 1. 4. 26 IW 2002, ハンガリヤ ハンガリヤ Landgericht Berlin 19. 2. 32 JW 2306 u. KG 27. 10. 32

JW 3773. ハーハンガリヤ RG 121, 337 ff (27. 6. 28)

(ア) 三段・「秘密契約は開かれる準據法」(秘密不開) 参照。

(イ) ハリスベリカ ハリスベリカ 判決に於て既述ある。Att. Gen. Paul Matter, opinion in Cass. Civ. (Mai 17, 1927) D. 1928. I. 25, S. 1927. I. 289, Clunet 1931, 6; Matter in Étude de droit civil à la mémoire de Heuri Capitant (1939) I, 4 ff. et Nouv. Revue 1943, 209.; Cass. Civ. (Feb. 14, (1934) D. 1934. I. 73. 78, S. 1934. I. 297. (Rabel, Conflict of Laws, Vol. 3, 1950, p. 38)

K

其の如く債務憑據法による個別状況説による場合に該種の二三點が標記せらるゝ問題として現れ。

又の如きの點は、状況説による場合に該種の二三點が現れ、又の法律關係が當事者による豫測し難い場合の缺陷を有する所である。^(一) ハリスベリカの點の如きは、ある法律關係が解決がなれぬ所では具體的で該關係は確定し得たものである。必ずしもその場合の固有な現象ではあるが、然しこの如きの確定的連結要素が明記せぬ場合に出る、當事者の豫測が甚だ困難したる所を指し得たる。ハリスベリカの契約が合理的な企業計畫によるものであると想取ると解され、特に考慮せらるゝ問題題が生じるのである。ハリスベリカの意味は國際契約における不法性の如き。

おひて、チエツコスロバキヤ國際私法第四四條以下、ポーランド國際私法第八條以下等に規定されるよう⁽²⁾⁽³⁾に詳細なる規定が設けられることが望ましいといえる。

その第二の點は、狀況說における當事者の指定の評價の問題である。

(イ) その一は、考慮せらるべき連結素が相互に均衡し準據法を發見し難い場合に當事者の指定は全く無視せらるべきものとなるのか、または何らかの意味で考慮せらるべき要素をなすかという點である。この點については契約締結に關する諸般の事情が許す限りに於ては、當事者指定が一個の事實として有力な要素をなすことが認められていくようである。すなわち當事者の指定はそれ自體決定的でないけれども、考慮せられるべき要素が均衡し、特に優越的な連結素が發見し得ない場合には、事實上當事者の指定が決定的となるのであるとせられる。⁽⁴⁾この點の検討については、まずかかる連結素の均衡が具體的にいかなる場合に發生するかを考慮せねばならない。

既にふれた如く狀況說を支持し得る根據は、單に債務關係においては劃一的な連結素によるときは妥當なる解決を得ることが困難であるという理由のみでなく、現在の各國の事情、國際經濟の實情の下では、契約關係についてもこれに密接なる關係を有する行政法規の干渉については、當事者の自由なる潛脱を認めないことが望ましいという實質的理由に求むべきである。この意味で、連結素が均衡する具體的な場合は、例えば日本の貿易商社が米國の貿易商社より商品を購入すべき賣買契約を通信により締結し、支拂地がニューヨーク、引渡地が東京であるという如き形式的に連結素が均衡していると共に、實質的にも輸出入國の何れの法規を適用すべきかが問題となる場合である。このように貿易取引の場合には當事者の指定を一の事實的要素として顧慮することの妥當性に

ついては、それが實務的に便宜であるにしても、指定の事實が必ずしも他の要素と同地位において考慮せらるべき客觀的因素ではないという觀點に於ては、若干の疑問が残らざるを得ない。いふかえれば、強行法の適用についてはその性質上當事者の自由を排斥するという原則に對し明らかに一の例外を認めているものと解せられるのである。しかしながら、この點に於ては、前述せる副準據法の適用がこの理論的不統一性を補い得るものと考える。この意味に於て、前述の如く連結素の均衡せる場合には、實務上の便宜をも考慮に入れるならば、當事者が輸出入國の何れか一方の法を指定した場合には、その指定せる法を以てその準據法とすべきであるが、他の一方の國家の強行法規に違反する場合には不法とすることが妥當であろう。

(四) その二は、商事仲裁條項による仲裁と強行法規との關連である。⁽⁵⁾ 従來に於ても契約文言中に紛争發生の解決にそなえあらかじめ苦情申請をなすべき仲裁々判所を指定する慣行が存したが、かかる場合に實體問題についての解決の基準となるものは、いはゞ萬民法的商事條理であり、その意味に於て裁定の實行がその事件に密接なる關係を有する強行法規、又はそれについて執行をなすべき法廷所在地の強行法規に違反する場合が發生し得るが、かかる場合にもその裁定をそのまま是認すべきや否やの問題がある。およそ商事仲裁制度は、ある意味においては國際私法的意思自治主義よりもより廣範圍に當事者の自由を認める商人裁判所としての性格をもつ點において、狀況說の基礎とする國際契約觀と甚だ異なる契約觀をその基礎に置いていることは否定し得ない。然し近年における國際經濟における商事仲裁制度の發展整備は、實務上これを全く無視することを得ないのであり、狀況說を探る場合においてもその制度の法的保護を全く無視することは妥當でないと考えられる。この意味に於て

は、商事仲裁裁定の執行については、前述の意味における別個に決定される契約準據法及び副準據法の規定に違反しない裁定に關する限り内國において執行せられ得るものと解することが妥當である。その意味では Wengler の理論を加味した解決方法によらざるを得ない。

(1) この點については、推定自治に對する批判が狀況説についてもあてはまるわけである。例えば、Goodrich によれば、「當事者自治説について生ずる困難については、更にその適用に關する不確實性が存在する。何人も、裁判所が彼らの指定せんと意圖した法をいかに確定するかを豫測することができない。……事件が英國裁判所に轄屬したときは、英國裁判所は英國法が指定されたものとして判断する傾向にあり、わが國においても同一の事實について裁判所は推定意思につき異なつた結論に達している。これは、法を不幸な状態に放任することとなる。何故ならいがなる判決が下るから當事者により非常に重要なものであつて、營業及び個人的行爲につき將來の紛争を豫防せんとする場合に、案内書として以上に重要なものであるから」と述べている。Goodrich, *Handbook of the Conflict of Laws*, 1949, p. 326.

(2) ポーランド國際私法(一九二六・八・一一法)の中や契約に關するものとして次のようなが擧げられる。

第七條 「當事者は契約準據法として、本國法住、所地法、行爲地法、履行地法、物の所在地法の一を指定することを得る。」

第八條 「當事者が契約準據法を適用しない時は、次の法が適用せられる。一、取引所又は公的市場に於て行われる取引については、その地に行われる法。二、不動産に關する取引については、不動産所在地法。三、小賣取引については、保険者の營業地法。但ポーランド所在の外國保險會社の代理店との契約についてはポーランド法。六、公證人・辯護士等の知的職業に關する契約については、繼續的職業地法。七、勞働契約については、事業地法。」

第九條 (抄) 「その他の場合については、當事者の共通住所地法。共通住所なき時は、片務契約は債務者の住所地法、双

務契約については行爲地法。行爲者の住所不明なる時は行爲地法による」

(江川「波蘭共和國の國際私法」(法協四九卷第九號)一四五頁以下、實方・前掲論文・四一九頁、久保・『國際

私法概論』附錄四四頁、23 Revue de droit international privé, 1928, p. 190)

チエラコスロベキヤ國際私法(一九四六・一〇・三)に於ては、次の如く規定せられる。

第九條 當事者は、法律關係と指定せらるべき法との間に重要な關係の存す場合に、その準據法を指定することができる。但しその選擇は、本章の規定によりその法律にべき適用せらるべき法の强行規定に反することを得ない。

第四四條 不動産に關する契約は不動産所在地法による。

第四五條 取引所又は市場における契約はその所在地法による。

第四六條 その他の契約については、その法律關係にべき合理的管轄を有つ法による。例えば一、商事活動又は企業活動としての賣買契約及び勞務契約については、賣主又は請負業者の營業所所在地法による。二、保險契約は保險業者の所在地法による。再保險契約及び取引所又は市場に於て締結せられるものについても亦同じ。保險業者の所在地以外の代理人により締結せられる時は代理人の所在地法による。三、醫師・獸醫・辯護士・公證人・特許代理人・土木技師その他一般に公共的職業に屬する者に對する契約は、これらの者の住所地法による。四、繼續勞働契約は雇傭者の營業所所在地法による。五、その他の契約は、當事者の住所地法による。もし住所が同一でない時は、直接的契約については行爲地法、隔地的契約については承諾者の住所地法による。この場合營業に關する法律行爲である時は、住所地法によらずして營業所々所在地法による。(Rev. Crit. de d. i. p. 1949. p. 379)

(oo) この點についでは、Rabel は次の如く述べてゐる。I 當事者の營業所又は住所が所在する國に於て契約締結に關するナゾの行爲がなされる時はその國の法による。II 不動産に關する契約——不動產所在地法。III 銀行に對する契約——相
國際契約における不法性について

当事の主たる勘定の設定がされたる支店所在地法。四社債發行——その發行が本來的にならざるくも金融市場の法。五買賣契約——賣主の所在地法、但し買主の所在地又は賣主の所在する以外の大陸に於て履行せられるものについては買主の所在地法。瑕疵の検査又は通知義務についてとは、契約に於て検査をなすべき地として指定せる法。六委任——代理人が特定の營業所を通じての機能を果すときは、營業所々在地法。その他については、代理人がその主たる取引について同意をなせる地の法。七一手販賣契約——契約内容を提供する者の所在地法。八雇傭契約——被傭者が從屬する施設の所在地法もしくは、存しない場合は、雇傭者の主たる營業所々在地法。九運送契約——海上・陸上運送に於てその旗國法が適用される場合を除く運送開始地の法。十損害保険契約——證券引渡當時の物の所在地法。十一保證契約——主たる債務と條件が本質的に異なる場合を除いて主たる債務の準據法。

(Rabel, Conflict of Laws, Vol. 2, 3; Conflict Rules on Contracts-lecture of Michigan Law School, printed in 1951, p. 127)

(4) Cheshire, International Contract: Private International Law, 1948, p. 206; Batiffol, Party Autonomy and Public Order,

(5) 商事仲裁制度について、「國際商事仲裁に於ける國際私法問題」(私法六號)、原、「米國の商事仲裁制度と國際商業會議所の程解及の仲裁規定と就く」(同上)、「國際商事仲裁制度と民事訴訟法問題の比較」(公明新聞社編)、Lorenzen, "Commercial Arbitration" (Selected Articles on the Conflict of Laws 1947; Cheatham, Goodrich, Griswold, Reese, Conflict of Laws, 1951, p. 335.

(6) Batiffol, Party Autonomy and Public Order.

以上の検討により明らかななる點は次の如く要約するに事が可能である。

(イ) 契約の不法性について適用せらるる強行法規は當事者の指定のみに委ねらるるが可能である。

(ロ) かかる不法性の準據法は、所謂債務準據法と同一であることが望ましく。

(ハ) かかる不法性の決定については、事情により副次的準據法の適用を必要とすることがある。

(ニ) 商事仲裁制度による裁定については、さへ不法性の準據法が債務準據法の問題とは獨立に適用せらる。

以上の所論は、基本的には債務準據法として個別状況説を妥當とする點に於て Niboyet の舊説^(一)と軌を一にし、準據法以外の强行法規適用を顧慮する點に於て Wengler の理論に負ひぬのであるが、この理論の是認せらるべを理由としては、冒頭に述べた如く近年における國際經濟狀態の變遷、强行法規増大の事情によくれどあると考へるるのである。^(二)

(一) Niboyet, *Manual de droit international privé*, 1928, Nos 692 et suiv.

(二) この意味に於て前掲の學説は、この點との關連に於て近年の若干のものに限定せられてゐる。